

平成 19 年度中小企業支援計画の概要

．支援計画策定の意義

- 1．中小企業は、我が国経済社会の活力の源泉として、また、地域経済の担い手として重要な役割を果たしており、我が国経済が持続的に発展するためには、中小企業の活性化が不可欠。
- 2．このため、国、都道府県等（政令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、連携、協力しつつそれぞれの特性を活かして、中小企業支援事業を重複なく計画的かつ効率的に実施することが重要。
- 3．このような観点から、中小企業支援法に基づき、国は、国、都道府県等及び中小機構が行う中小企業支援事業の内容を示した中小企業支援計画を毎年度策定・公表し、都道府県等は、当該支援計画に基づき、それぞれの中小企業支援事業の実施に係る計画を定めることとしている。
- 4．平成 18 年度から、三位一体改革の一環として、中小企業支援事業に係る都道府県等への補助金を廃止し、あわせて税源移譲を行うことにより、都道府県等がこれまで以上に地域の実情に応じた対策を講じられることとなった。
今後、三位一体改革の趣旨及び地域の実情を踏まえ、より一層効果的な支援策が実施されることが期待される。
- 5．国は、各都道府県等が定める中小企業支援事業に係る計画をとりまとめ、公表することとしている。こうした一連のプロセスを通じ、情報共有が図られ、国、各都道府県等及び中小機構、さらには中小企業支援機関の連携・協力が円滑に成されることにより、一層効果的な中小企業支援の実現が期待される。

．基本方針

我が国の景気は全体としては回復を続けているが、地域、業種によってばらつきが見られるとともに、多くの中小企業では未だ景気回復を実感するにはほど遠い状況にある。

このような状況認識を踏まえ、国としては、昨年 7 月に策定した「経済成長戦略大綱」において、「地域・中小企業の活性化」を重要な柱と位置付けていることから、平成 19 年度においては、以下の 3 つの視点を重視した中小企業支援施策を展開する。

地域中小企業の活性化（地域の応援）

中小企業の発展・再生の支援（企業の応援）

起業・再起業促進や中小企業で働く人材の支援（ヒトの応援）

さらに、格差の固定化を防止するため、「成長力底上げ戦略」を実行していくこととしており、その柱の一つである「中小企業底上げ戦略」を実施すべく、今後施策の具体化を図ることとしている。

．国の事業

国においては、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興を図るため、以下の中小企業支援施策を実施する。

また、都道府県等における中小企業支援事業に係る計画の作成やその実施に関して、必要に応じて適切な助言を行う。

（１）中小企業の経営の革新及び創業の促進

地域資源を活用した創意工夫のある取り組みへの支援

ア 中小企業地域資源活用プログラム

　a 市場志向型ハンズオン支援事業

　b 地域資源活用売れる商品づくり支援事業

　c 地域資源活用型研究開発事業

　d 地域企業化力向上支援事業

イ J A P A Nブランド育成支援事業

ウ 小規模事業者新事業全国展開支援事業

経営革新・新事業展開支援

ア 新連携支援事業

イ 経営革新支援アドバイザー事業（旧シニアアドバイザー事業）

ウ 創業人材育成支援事業

エ 企業等OB人材活用推進事業

（２）中小企業の経営基盤の強化

中小企業の技術力向上のための支援

ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

イ 川上・川下ネットワーク構築支援事業

ウ 中小企業への計量標準基盤強化事業

エ 中小企業基盤技術継承支援事業

オ 中小企業知的財産啓発普及事業

中小企業の人材確保・育成支援

ア 若者と中小企業とのネットワーク構築事業

イ 中小企業少子化対応経営普及事業

ウ 中小企業ものづくり人材育成事業

中小小売商業の振興支援

ア 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業

- イ 少子高齢化等対応中小商業活性化事業
- ウ 全国商店街振興組合連合会指導事業
- 小規模事業者等支援事業（商工会等指導事業）
- 中小企業連携組織対策推進事業
- 下請取引適正化・下請中小企業振興対策事業
- 中小企業事業承継円滑化支援事業

- （３）中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
 - 中小企業再生支援協議会事業
 - 早期転換・再挑戦支援窓口事業

．都道府県等の事業

都道府県等においては、地域経済活性化のため、国と適切な役割分担の下、各地の実情に応じた中小企業支援事業の実施に努めるものとする。

都道府県等は、三位一体改革の趣旨に基づき地域の実情を踏まえて実施することとなった事業については、中小企業者に対する適切な支援がなされるよう、必要な予算を確保するとともに、より効果的な実施に努めることとする。

具体的には、都道府県等中小企業支援センターや地域中小企業支援センターを活用し、中小機構や商工会・商工会議所、都道府県等の中小企業支援機関とも連携して、情報提供におけるワンストップサービスの提供に努める。

- （１）中小企業の経営の革新や新事業展開への支援
 - 地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援
 - 経営革新支援事業
 - その他の経営の革新や新事業展開への支援事業
- （２）中小企業の経営基盤の強化
 - 中小企業支援センターによる支援
 - ア 都道府県等中小企業支援センター事業
 - イ 地域中小企業支援センター事業
 - 中小企業の人材確保・育成支援
 - ア 支援人材能力開発事業
 - 中小小売商業の振興支援
 - ア 商店街振興組合指導事業
 - 小規模事業者に対する支援
 - ア 経営改善普及事業
 - イ 小規模企業者等設備資金貸付・設備貸与事業

中小企業連携組織対策事業

その他の経営基盤の強化に資する事業

- (3) 中小企業の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化
経営安定特別相談事業

その他の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化に資する事業

．独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

中小機構においては、全国9箇所の支部の中小企業・ベンチャー総合支援センターにおいて、中小企業の成長発展段階に応じたきめ細かな支援ができる体制の構築を図るとともに、ブロック内における都道府県等中小企業支援センター等の中小企業支援機関と連携、協力を進め、効果的な中小企業支援事業を行う。

また、全国9箇所に設置されている中小企業大学校等を活用しながら、各地域ブロックの人材養成の中核機関として、中小企業に就労している人材の能力向上に資する実践的な研修を実施する。

- (1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進
地域資源を活用した創意工夫のある取組への支援
ア 地域企業化力向上支援事業（再掲）

経営革新・新事業展開支援
ア 中小企業・ベンチャー挑戦支援事業

- (2) 中小企業の経営基盤の強化
相談・情報提供による支援
ア 中小企業・ベンチャー総合支援センター事業
イ 中小企業ビジネス支援検索サイト運営事業
ウ 中小企業海外展開支援事業

中小企業の技術力向上のための支援
ア 戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業の人材確保・育成支援
ア 人材養成事業
a 中小企業者向け研修
b 中小企業支援人材に対する研修

中小小売商業の振興支援
ア 中心市街地商業活性化診断・サポート事業
イ 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業
ウ 商業活性化アドバイザー派遣事業

中小企業事業承継円滑化支援事業（再掲）